

令和 5年 9月 29日

関東運輸局報（令和5年9月14日第1953号）「公示」の掲載内容の訂正とお詫びについて

平素は国土交通行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

関東運輸局報（令和5年9月14日第1953号）に掲載いたしました「公示」において、一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止（23C18号）に関する内容の一部誤りがありましたので、別添のとおり訂正するとともに関係者の皆さまに大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、確認体制を強化して再発防止に努めて参ります。

なお、本事案に関して、利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする方は、このお知らせから10日以内に意見聴取申請書を提出して下さい。

（お問い合わせ）

関東運輸局自動車交通部旅客第一課

担当者：柿本、田中

電 話：045-211-7245

公 示

23C18号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年9月14日

関東運輸局長 勝山 潔

公 示

23C18号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年9月14日

関東運輸局長 勝山 潔

## 1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	23C18
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	京浜急行バス 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 23C18-1 東京都大田区東海1丁目2番10号先 東京都品川区八潮4丁目1番19号先 1.45キロ</p> <p>事案番号 23C18-2 東京都品川区南大井2丁目7番3号先 東京都品川区勝島2丁目1番2号先 0.8キロ</p> <p>事案番号 23C18-3 東京都品川区南大井2丁目4番2号先 東京都品川区八潮1丁目4番地先 1.85キロ</p> <p>事案番号 23C18-4 東京都品川区八潮1丁目4番11号先 東京都港区台場2丁目4番8号先 2.62キロ</p> <p>事案番号 23C18-5 東京都江東区青海1丁目2番1号先 東京都江東区青海1丁目1番20号先 0.45キロ</p> <p>事案番号 23C18-6 東京都江東区青海1丁目1番20号先 東京都江東区青海1丁目1番20号先 3.00キロ</p>
廃止の予定日	令和6年3月1日
廃止を必要とする理由	昨今の社会情勢の変化により、通勤利用やレジャー利用が大幅に減少し、現在においても需要が回復しておらず、今

## 1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	23C18
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	京浜急行バス 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 23C18-1 東京都大田区東海1丁目2番10号先 東京都品川区八潮4丁目1番19号先 1.45キロ</p> <p>事案番号 23C18-2 東京都品川区南大井2丁目7番3号先 東京都品川区勝島2丁目1番2号先 0.8キロ</p> <p>事案番号 23C18-3 東京都品川区南大井2丁目4番2号先 東京都品川区八潮1丁目4番地先 1.85キロ</p> <p>事案番号 23C18-4 東京都品川区八潮1丁目4番11号先 東京都港区台場2丁目4番8号先 2.62キロ</p> <p>事案番号 23C18-5 東京都江東区青梅1丁目2番1号先 東京都江東区青梅1丁目1番20号先 0.45キロ</p> <p>事案番号 23C18-6 東京都江東区青梅1丁目1番20号先 東京都江東区青梅1丁目1番20号先 3.00キロ</p>
廃止の予定日	令和6年3月1日
廃止を必要とする理由	昨今の社会情勢の変化により、通勤利用やレジャー利用が大幅に減少し、現在においても需要が回復しておらず、今

後の旅客の増加に繋がる要素や有効な対策手段を見いだせないため。
---------------------------------

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

### (参考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

後の旅客の増加に繋がる要素や有効な対策手段を見いだせないため。
---------------------------------

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

### (参考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止の届出について

… 2

# 公 示

23C17号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年9月14日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	23C17
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	株式会社 平成エンタープライズ
対象となる路線	<p>事案番号 23C17-1  埼玉県羽生市西2丁目1594番4地先  埼玉県羽生市西2丁目1657番2地先  0.38キロ</p> <p>事案番号 23C17-2  埼玉県羽生市西2丁目1657番2地先  埼玉県羽生市下岩瀬536番3地先  0.82キロ</p> <p>事案番号 23C17-3  埼玉県羽生市西2丁目1594番4地先  埼玉県羽生市中岩瀬670番1地先  0.375キロ</p> <p>事案番号 23C17-4  埼玉県羽生市中岩瀬670番1地先  埼玉県羽生市下岩瀬318番2地先  0.45キロ</p> <p>事案番号 23C17-5  埼玉県羽生市下岩瀬536番3地先  埼玉県羽生市上川崎529番2地先  1.91キロ</p> <p>事案番号 23C17-6  埼玉県羽生市上川崎528番2番地先  埼玉県羽生市川崎2丁目281番3地先  0.21キロ</p> <p>事案番号 23C17-7  埼玉県羽生市小松台1丁目603-27番地先  埼玉県羽生市小松536-1番地先</p>

0. 25キ口

事案番号 23C17-8

埼玉県羽生市小松台1丁目603-27番地先

埼玉県羽生市小松台1丁目603-34番地先

0. 28キ口

事案番号 23C17-9

埼玉県羽生市小松台1丁目603-34番地先

埼玉県羽生市小松台2丁目705-35番地先

0. 24キ口

事案番号 23C17-10

埼玉県羽生市下岩瀬457-3番地先

埼玉県羽生市下岩瀬317-1番地先

0. 1キ口

事案番号 23C17-11

埼玉県羽生市下岩瀬536-3番地先

埼玉県羽生市下岩瀬317-1番地先

0. 23キ口

事案番号 23C17-12

埼玉県羽生市下岩瀬517-5番地先

埼玉県羽生市下岩瀬457-3番地先

0. 48キ口

事案番号 23C17-13

埼玉県羽生市下岩瀬376-6番地先

埼玉県羽生市下岩瀬457-3番地先

0. 1キ口

事案番号 23C17-14

埼玉県羽生市下岩瀬318番2地先

埼玉県羽生市小松台2丁目705-16番地先

0. 83キ口

事案番号 23C17-15



	<p>埼玉県羽生市小松台1丁目516-10番地先 埼玉県羽生市小松台2丁目705-16番地先 0. 21キロ</p> <p>事案番号 23C17-16 埼玉県羽生市下岩瀬376-6番地先 埼玉県羽生市下岩瀬376-6番地先 0. 1キロ</p> <p>事案番号 23C17-17 埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先 埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先 0. 32キロ</p> <p>事案番号 23C17-18 埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先 埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先 0. 72キロ</p> <p>事案番号 23C17-19 埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先 埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先 0. 15キロ</p> <p>事案番号 23C17-20 埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先 埼玉県羽生市川崎2丁目281-3番地先 0. 4キロ</p>
廃止の予定日	令和6年2月10日
廃止を必要とする理由	コロナウイルスの影響により乗客減少のため。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車

交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

# 公 示

23C18号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年9月14日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	23C18
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	京浜急行バス 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 23C18-1            東京都大田区東海1丁目2番10号先            東京都品川区八潮4丁目1番19号先            1. 45キロ</p> <p>事案番号 23C18-2            東京都品川区南大井2丁目7番3号先            東京都品川区勝島2丁目1番2号先            0. 8キロ</p> <p>事案番号 23C18-3            東京都品川区南大井2丁目4番2号先            東京都品川区八潮1丁目4番地先            1. 85キロ</p> <p>事案番号 23C18-4            東京都品川区八潮1丁目4番11号先            東京都港区台場2丁目4番8号先            2. 62キロ</p> <p>事案番号 23C18-5            東京都江東区青海1丁目2番1号先            東京都江東区青海1丁目1番20号先            0. 45キロ</p> <p>事案番号 23C18-6            東京都江東区青海1丁目1番20号先            東京都江東区青海1丁目1番20号先            3. 00キロ</p>
廃止の予定日	令和6年3月1日
廃止を必要とする理由	昨今の社会情勢の変化により、通勤利用やレジャー利用が大幅に減少し、現在においても需要が回復しておらず、今

後の旅客の増加に繋がる要素や有効な対策手段を見いだせないため。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

### （参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。